

大津市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、市長等から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成 22 年 8 月 9 日

大津市監査委員	村  篤	由 弘
同	山 田	米 子
同	高 橋	健 二
同	仲 野	弘 子

平成21年度  
大津市包括外部監査結果に基づく  
措置の通知に係る公表

大津市監査委員

特定の事件 未収金について（収入未済額の管理を中心として）

I 総括的事項

1 意見

（報告書8頁）

（1）全庁的な取り組みについて

大津市の財政状況を考えた場合、未収金の回収は大きな意味を持つ。未収金は、いわば「埋蔵金」であり、全庁あげてその回収に努めれば、財政に大いに寄与するものである。

市税に関しては、納税課という徴収専門の課があるが、他の収入に関しては、担当所属内において、未収金の回収担当者が未収金以外の業務の傍らその事務を執行しており、ややもすると、未収金の回収業務は、日常業務の中において優先順位が低くなりがちである。限られた職員数で事務を行っていることは理解できるが、担当者任せになることなく管理職をはじめ全職員が未収金に留意することが必要である。そのため、債権管理に関する研修会を実施する等、組織を挙げて取組まれたい。

（講じた措置の内容）

滞納整理を中心とした債権処理対策の強化に向けた全庁的な取組を進めるため、副市長を会長とする「(仮称)徴収対策会議」を組織し、平成22年度中に「大津市徴収対策指針」の策定を行うとともに、迅速かつ強力な徴収を目的として将来に向けた組織づくりについて検討していきます。

また、御指摘の「未収金管理マニュアルの整備」、「未収金管理の集約化」及び「債権管理条例」についても、「(仮称)徴収対策会議」に部会を設置し、形態、執行スケジュールや担当所属について検討していきます。

あわせて、これまで以上に組織的な対応を図っていくため、管理職研修の一つとして未収金の回収を位置付けるとともに、所属長会等においても研修を実施し、職員の意識改革や適正な債権管理に努めていきます。更に、全庁的な担当者向け基礎知識研修の実施についても検討していきます。

（出納室）

（報告書8頁）

（2）収納方法の多様化について

未収金の管理以前のこととして、未収金の発生を未然に防止することが重要である。市民の生活様式の変化に伴い、大津市役所や金融機関の窓口での納付だけでは利用しにくい市民が増加している。そこで、収納方法の多様化を検討されたい。

① 口座振替制度の拡大

口座振替制度は従来から大津市においても実施しており、その普及拡大は収納率の向上に寄与するものである。特に大津市の場合は下記の13項目を1枚の「大津市市税等口座振替依頼書」で記入できるようになっている。

- ・市県民税（普通徴収）・固定資産税 都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・市営住宅使用料・自動車駐車場使用料・水道ガス料金 下水道使用料・

## 保育所保育料・児童クラブ保育料

(このほか、幼稚園保育料は独自の口座振替制度を行っている)

普及拡大の具体策として、担当部署がある一つの項目について市民に口座振替制度の勧奨をする時に、他の部署が扱っている項目も併せて口座振替にしてもらうよう勧奨するなど、積極的に取組まれたい。

### ② コンビニエンスストアにおける収納等

口座振替制度に加え、時間や場所を選ばずに納税してもらえるような環境整備が必要である。天津市では、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料に関して、現在、コンビニエンスストアでの収納を検討中である。開発コスト等の初期費用や収納代行委託料をはじめとする運用費用という課題により、現在は導入されていないが、すでに天津市企業局では水道・ガス・下水道の使用料についてコンビニエンスストア収納を行っており、その成果を踏まえた上で、早期に全庁的な導入をされることが望ましい。

また、コンビニエンスストア収納以外の手法、たとえば、マルチペイメントネットワーク (MPN) の利用 (天津市の公金収納システムをMPNに接続することにより、携帯電話や金融機関のATMなどを通じて納付が可能なシステム) や、クレジットカードの利用による収納の導入もあわせて検討すべきである。

(講じた措置の内容)

### ※口座振替制度の拡大等について

口座振替による収納は、納入義務者、金融機関、天津市の3者にとって大変便利で確実な収納方法であることから、これまで収納各課が取り扱っていた口座振替依頼書を1枚の依頼書で複数の科目の申請が可能な口座振替依頼書の様式変更を行い、積極的に推進してきたところです。しかし、その様式が十分に活用されていないことが多いため、今後は、申請時の勧奨だけでなく、取扱金融機関の協力を求める等、全庁的に口座振替の推進に取り組めるよう「(仮称) 徴収対策会議」で検討していきます。

また、マルチペイメントネットワークサービスについては、平成18年8月に策定した「天津市行政改革プラン」の取組項目の一つとして、「電子収納サービスの検討」を掲げ、その導入の是非について検討を行ってきましたが、多額の導入経費が見込まれることや、先行他府県や市の利用状況が低いこと、システム連携等が課題となりました。

クレジットカード収納についても、これと並行して検討を行ってきましたが、マルチペイメントネットワークサービスと比べ、初期コストが安価であることや、残高不足により振替不能となる口座振替に比べ確実に徴収できること等のメリットがある反面、納付額の1%程度を手数料として支払う必要があるため、手数料が定額である口座振替などに比べ非常に高額となります。

これらのことから、いずれも現時点での導入は時期尚早であると判断をいたしました。将来的には導入検討の必要性はあることから、引き続き、導入形態や他のシステムとの連携の可能性、あるいは滋賀県や他市でのこれからのシステムの検討状況を調査していきます。

(出納室)

### ※コンビニエンスストアにおける収納について

コンビニエンスストアにおける収納については、これまで納税課・情報システム課・出納室など関係各課が調査・研究を行ってきたところであり、今後、市民の利便性向上のために早期のコンビニエンスストアでの市税等の公金収納の実施に向けて取り組んでいきます。

実施の際には、納付書にマルチペイメントネットワーク標準帳票を導入するなど、将来の収納方法の多様化に合わせて対応できるよう検討していきます。

(総務部 納税課)

(報告書9頁)

### (3) 未収金管理マニュアルの整備について

未収金の発生状況を見た場合、恒常的に発生するものと臨時に発生するものがある。恒常的に発生するものについては担当部署でルールを作成して管理されているが、臨時に発生する未収金については、未収金が発生してからその対応を検討されている。

そこで、まず、一般的・網羅的な未収金管理マニュアルを作成して全庁に周知されたい。また、恒常的に発生するものについては、各担当部署で一般的なマニュアルに加えて、当該未収金に対応する個別マニュアルを作成し、事務の効率性の向上を図られたい。

(講じた措置の内容)

「(仮称) 徴収対策会議」において、「大津市徴収対策指針」を策定し、徴収に関する基本的な取扱いを示し、徴収体制の強化を図っていきます。

更に、債権ごとの未収金管理マニュアルについては、当該指針を基本として、各担当部署において作成作業を行い、その推進を図っていきます。

(出納室)

(報告書9頁)

### (4) 未収金管理の集約化について

未収金の管理事務はその所管部署で個々に行われているが、今後、中期的な観点で部課を超えた事務の集約化(情報の共有化・事務の一元化・連絡会議の設置等)を検討されたい。

まず検討すべきは、情報の共有化である。未収金のうち、強制徴収公債権である市税、下水道受益者負担金・下水道使用料、保育所保育料、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、「名寄せ」を行い、未収金の種類・金額・督促状況・財産調査・滞納処分等の情報を集約することで情報を共有化することが可能と考える。

このことで、ひとつの部署が滞納処分を検討する際に、他の部署との連携が可能になる。特に、市税の徴収専門の部署である納税課では、市税に関する強制徴収等、収納事務に関して蓄積されたノウハウがあり、そのノウハウを他の部署で活用することが可能となる。

次の段階として、債権回収事務の一元化である。これまで、各担当部署で行っていた納付指導、財産調査や滞納処分等を新たに設置する組織で一元的に行うことにより、事務の効率化が図れるものと思われる。

他方、非強制徴収公債権・私債権については、債権の性格・時効期間等により対応が異なるものの、基本となる法規(地方自治法、民法、商法)や条例・規則は同じである。高度な法律知識が必要とされる場合や、顧問弁護士に相談するケースもあると思われるが、各担当部署の担当者がすべて精通しているとは限らず、その結果、時宜を逸した対応になることが危惧される。そこで、庁内に、未収金連絡会議を設置し、月1回程度定期的に会議を行い、顧問弁護士等を交え、情報と知識の交換を行うことも有効と思われる。

さらに、その進化形として、連絡会議を組織化し、強制徴収公債権以外の債権を一括して管理する組織（たとえば「債権管理課」）を設置することも考えられる。未収金の発生当初は所管部署で対応するが、長期化したり特殊要因が発生して回収が困難になってきた未収金をその組織に移管し、一元的に対応することも検討されたい。

（講じた措置の内容）

未収金の回収に係る情報の共有化や債権回収事務の一元化など検討しなければならない課題等を整理しながら、「(仮称) 徴収対策会議」において検討していきます。

（出納室）

（報告書 11 頁）

（5）債権管理条例について

私債権に属する未収金は、消滅時効が到来しても時効の援用、つまり債務者が時効を主張しない限り時効が完成せず、債権が消滅しない。債務者が行方不明である場合など明らかに回収不能であるにもかかわらず、厳格な手続きと議会承認を得なければ債権放棄できず、結果として回収できない未収金が決算書に溜まってしまうことになる。

大津市民病院の診療報酬に関して平成 20 年 4 月 1 日から施行されている「大津市病院事業の設置等に関する条例」第 6 条（診療費用等に係る債権の放棄）について、大津市議会と十分協議のうえ、他の私債権に拡大することにつき、検討されたい。

（講じた措置の内容）

私債権の債権放棄の取扱いを明確にするため、「(仮称) 徴収対策会議」の中で、債権管理条例についての方向性を検討していきます。

（出納室）

## II 個別的検討事項

### 第1 市税

#### 1 意見

(報告書24頁)

##### (1) 口座振替の普及拡大について

口座振替制度は既述のとおり収納率向上の有効な手段であるが、その普及率は低調である。特に大津市の口座振替制度は、市県民税をはじめ、13項目の税などを1枚の依頼書で申込することが可能となっているので、納税課のみならず、関係各部署が一致協力して、市民等とコンタクトする際に、積極的に勧奨を行い、その普及拡大に努められたい。特に、軽自動車税における総排気量50cc以下の原動機付自転車は、年税額が1,000円と少額であり、かつ、転居した際の変更登録も行われることが少ないので、未納になるケースが多いものの、費用対効果の観点から追求しづらい面もあると思われる。バイクの販売業者に協力を求め、初期登録の際に口座振替制度を利用してもらうことを工夫すべきである。

(講じた措置の内容)

口座振替の普及拡大については、新築分譲マンションへの口座振替依頼書の個別配付などを行っており、関係各課もその勧奨を行ってきたところです。

今後、口座振替の勧奨のためのポスターとチラシを新たに作成し、支所や金融機関に配付し、口座振替普及の協力を求めていくとともに、原動機付自転車についても、販売業者に協力を求め、口座振替の普及活動に努めていきます。

(総務部 納税課)

### 第2 総務部土地貸付収入

#### 1 意見

(報告書26頁)

##### (1) 回収可能性について

本件未収金はその回収可能性に疑義があるため、今後も債務者と協議を重ねていくことが必要であるが、契約解除された場合には法的手段を講じる必要性も予想されるので時効管理を含め、厳格な対応が望まれる。

(講じた措置の内容)

本件未収金については、平成21年3月31日に債務者から分割弁済することについて誓約書が提出され、誓約書に定める平成21年度支払分は平成22年4月14日に履行されました。

残金についても、その徴収に全力を傾注し、万一誓約書に基づく支払が履行されない場合には、賃貸借契約を解除し、法的手段を講じていきます。

(総務部 管財課)

### 第3 葬儀事業収入

#### 1 監査結果

(報告書28頁)

##### (1) 回収不能債権の処理について

上記のとおり、古くは平成8年度からの滞納債権があり、個別事情もほとんど掌握されていな

い。なかには、転居先不明等により所在がつかめない者もあり、不納欠損処理を含めて、早急に処理する必要がある。

(講じた措置の内容)

葬儀費用の未収金については、36件中、転居先不明等で回収不可能な平成8年度から平成17年度までの11件の債権について、3月末で不納欠損処分を行いました。

残る未収金についても、早期回収に向けた督促を行うとともに、分納などの納付相談にも応じながら回収に努めていきます。

(市民部 葬儀事務所)

## 2 意見

(報告書28頁)

### (1) 納付書の発行について

葬儀料金は利用者ごとに利用するものが異なるため、実際に葬儀が執行されるまで計算が出来ないことにより、葬儀終了後、納付書を郵送されている。そのことが未収金発生の要因の一つになっていると考えられる。

葬儀当日に納付書を渡せば、利用者の債務認識が明確になると思われるので、納付書を当日に渡されるよう検討されたい。

(講じた措置の内容)

葬儀費用については、これまで葬儀当日に支払申し出があった場合にその費用を精算して現金収納を行い、それ以外については納付書を郵送していたところです。

納付書については、現在、葬儀当日に費用の内容説明を行い手渡しに努めるなど、未収金の発生抑制に向けた取組を行っています。

(市民部 葬儀事務所)

## 第4 障害者措置費負担金等

### 1 意見

(報告書31頁)

### (1) 不納欠損処理の時期について

平成19年度に時効到来による不納欠損処理(対象者5件)分については、いずれも平成19年度以前に時効が成立しているにも係わらず、時効成立時に不納欠損処理されていなかった。

法律的には公債権が時効成立し、消滅している以上、それ以上収納することができないため、今後は、時効が成立した期に不納欠損処理する必要がある。

(講じた措置の内容)

措置費負担金の未収金については、制度上、新たな未収金が生じることはなく、平成19年度に不納欠損処分した5件以降に時効成立した未収金はありません。現在、未収金は2件を残すのみとなっていますが、この2件については分納中であり、たちまち時効が成立することはありませんが、今後公債権の時効が成立したときは、法令等の規定に基づき当該年度において不納欠損処分を行います。

(福祉子ども部 障害福祉課)



## 第5 老人福祉措置費負担金

### 1. 意見

(報告書33頁)

#### (1) 不納欠損処理について

本人死亡で相続人がないDのケースなどは、消滅時効を待たずに不納欠損処理を行うことを検討されたい。

#### (講じた措置の内容)

老人福祉措置費負担金について、Aのケースは平成21年5月17日に本人が死亡され、その扶養義務者のBは健康状態が悪化し、生活困窮となっています。今後、Dのケースも含めたこの3件については、諸資料を収集し、平成22年8月を目処に不納欠損処分を行う予定です。

(健康保険部 健康長寿課)

## 第6 保育所運営費負担金

### 1 監査結果

(報告書36頁)

#### (1) 滞納処分について

保育料の平成21年度末未収金残高は既述の「未収金の年度別調定・収納の状況」のとおりである。収納率は平成16年度が99.2%であったものが年々低下し平成20年度では97.7%になっている。収納率では1.5%の低下であるが、逆に収納できなかった率から見ると0.8%から2.3%へと実に2.9倍の増加となっており、それに対応する収入未済額は平成16年度末残高9,077千円から平成20年度末残高29,523千円へと実に3倍強の増加となっている。

債権の回収については前述の債権回収の業務フローに基づいて督促、催告が行われているが強制力をもつ滞納処分は行われていない。

保育料を納付しないのであれば保育サービスを停止することも一般的には考え得るが、制度がもともと児童福祉法に基づいて行われている関係で不納付を理由に退園を迫ることはできないのであれば、制度的に執行が認められている滞納処分の手続きを行うことにより、債権回収を行うことは必須と考えられる。

現在、滞納処分が行われていない理由は、担当者1名で事務量としても無理があることと、かつ、滞納処分の手続きの複雑さからである。しかし、滞納処分を実施しないと、負担者の公平も保つことができず、悪質な滞納者が増加することも考えられるので是非実施されたい。

#### (講じた措置の内容)

膨大な事務量に対応するため、4月1日から臨時職員を補助者として雇用し、体制の整備を図りました。これにより保育料担当者の負担が軽減されることから、滞納処分研修の受講等により制度の習得を図るとともに、滞納処分の年度内実施に向けた検討を開始したところです。

(福祉子ども部 保育課)

(報告書37頁)

#### (2) 不納欠損処理について

不納欠損処理は、明確な根拠なく2年に1度行われているが、時効による債権の消滅は毎年度発生するため、毎期不納欠損処理を行う必要性につき検討し、必要に応じて処理すべきである。

(講じた措置の内容)

平成20年度に引き続き、平成21年度にも不納欠損処分を行ったところです。今後においても、適正な債権管理を行い、あらゆる手段を講じてもお未収金が回収できない場合は法令等の規定に基づき不納欠損処分を実施します。

(福祉子ども部 保育課)

## 2 意見

(報告書37頁)

### (1) 債権管理システムの整備

督促状、催告書の発行や年度をまたいだ滞納債権の管理は手作業で行われているが、保育所数も年々増加し、平成20年度末では45園であり、保護者ベースでの債権者数は約4,500件に達している。この分量を1名の担当で、手作業で行うには事務量の限界もあり督促状の発行も限界がある。督促状や催告書はシステム的にアウトプットするようなシステムにすれば、より、タイムリーに催告が行え、少しでも納付の増加に繋がると考え得るので、システム的な整備も検討されたい。

また、債権管理を収納担当者だけに任せてしまわず、組織的に収納業務に当たられたい。

(講じた措置の内容)

債権管理システムの整備については、今後、情報システムの関係部局と協議の上、システムの整備に取り組んでいきます。また、システム導入前においても、効率的な事務処理が行えるよう帳票を整理するとともに、四半期ごとに進捗状況を確認するなど、組織的な未収金対策に努めていきます。

(福祉子ども部 保育課)

## 第7 福祉子ども部その他雑入

### 1 意見

(報告書39頁)

### (1) 不納欠損処理について

今までは不納欠損は行われていないが、平成21年度以降は消滅時効にかかる債権も発生することが見込まれ、収納実績が生じたときの時効中断も加味し、年度末には必要な不納欠損処理を行われたい。

(講じた措置の内容)

児童扶養手当の過払いに伴う返還金について、現在、最も古い債権は平成17年12月1日となっています。滞納となっている16件は、文書督促、訪問による督促等を行っているところであり、平成21年度中に8件、687,200円の滞納繰越分の徴収を行ったことにより、平成21年度末の時効に係る債権は消滅したところです。

今後においても、更に計画的な未収金回収を行うとともに、回収不能な未収金が発生した場合には、法令等の規定に基づき不納欠損処分を実施します。

(福祉子ども部 子ども家庭課)

## 第8 児童クラブ保育料等

### 1 監査結果

(報告書42頁)

#### (1) 不納欠損処理について

平成15年度以前に発生した保育料ならびに登録料の未収金1,683千円に付いては5年以上経過しているため時効中断事由があるものを除き不納欠損処理すべきである。

(講じた措置の内容)

児童クラブ保育料等の未収金については、平成15年度以前に発生した保育料及び登録料の未収金のうち、時効中断事由があるものを除く22件、672千円の不納欠損処分を行いました。

(福祉子ども部 児童クラブ課)

## 第9 生活保護費返還金

### 1 監査結果

(報告書47頁)

#### (1) 生活保護費返還金の未収計上漏れについて

平成20年度における返還金未収金は195千円計上されているが、正しくは期限到来の未収金についても計上すべきである。大津市では、現時点でその金額の計算がなされていないが、次に示す算式により概算値の推計は46,338千円と計算される。

① 平成19年度末で認定された返還金未収金 43,406千円

② 平成20年度発生未収金 15,838千円

この金額については、直前の平成19年度の調定額と同じと仮定している。

③ 平成20年度中に入金された平成19年度以前の返還金 12,906千円

④ 平成20年度末返還金未収金概算推計額

①+②-③ 46,338千円

したがって、平成20年度決算における生活保護費返還金未収金は46,338千円(金額は概算推計額)の計上漏れとなっているため、今後は、適正に対応されたい。

(講じた措置の内容)

御指摘の平成20年度決算における生活保護費返還金未収金の46,338千円の計上については、平成21年7月22日に受検した会計検査において、今後、納入される過年度分については、その都度、国庫負担金の精算に努めるよう指導を受けたことから、納入指導後、納入のあったものから調定し、当該年度の国庫負担金の精算をしていくため、計上しないこととします。

今後においては、期限到来分のリストを各係長に保管させ、課内会議、査察指導員・係会議において、課全体で未収金の防止に努める意識改革を行い、各係員と連携しながら家庭訪問などで納付指導と収納に努め、事前調定の計上に漏れが出ないように図っていきます。

なお、収納状況等については、四半期ごとに、部内の未収金対策会議に報告し、指導確認等を受けるものとしていきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

### 2 意見

(報告書47頁)

(1) 不納欠損処理について

従来の会計処理ではほとんど計上されていなかった生活保護費返還金未収金は、今後、原則通り未収計上されていくことになると思われるが、その結果、不納欠損となる未収金も発生してくることが予想される。今後なお一層回収に努めるのは当然であるが、不納欠損処理された場合には、国へ返納した生活保護費返還金(平成19年度末分でいえば32,554千円)が大津市に再返納されてくることにつながる。ただし、不納欠損処理が単に漫然と時効到来といった要因であると、返還されないこともあるようなので、その交渉過程や納付指導記録、納付誓約書等は適切に管理し、状況により適時に不納欠損処理すべきである。

(講じた措置の内容)

未収金の回収については、平成20年度において返還金・徴収金に係る事務処理要領を定め、事前調定も実施してきました。

平成21年度からは、所属長を未収金回収の管理者として、各係別未収金を把握し、各担当係長と連携の上、督促記録等を一体管理できるよう措置しました。

今後においては、未収金の防止と収納に努めながら、あらゆる手段を講じてもお未収金が回収できない場合は法令等の規定に基づき不納欠損処分を行います。

(福祉子ども部 生活福祉課)

## 第10 国民健康保険料

### 1 監査結果

(報告書64頁)

(1) 催告停止措置について

被保険者の個別事情や分納中であるとの理由により催告の手続きを停止されることがある。催告停止の手続きは、担当者が端末に入力するだけで行え、催告停止措置を行えば催告書が発行されなくなる。

これでは被保険者が、未納額がなくなったものと誤解するおそれもあり、望ましくない。また、分納中の債務者もすべて計画通り納付を行っているわけではないので、ある時点での未納金額を両者が確認することは必要な手続きであると思われる。

よって催告停止措置は、請求行為を行わないことになるので、行うべきではない。

(講じた措置の内容)

個別事情や分納中であるとの理由による催告停止措置をしたものについては、再度内容を点検し、それらの停止措置を解除しました。

4月の催告書発送時以降、分納中の納付者についても、全件催告書の送付を行いました。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書64頁)

(2) 時効計算について

平成20年度において、平成18年度に発生し平成20年度中に入金がなかった債権を不納欠損処理しているが、その中で平成18年度10期分の債権は、平成19年4月23日に督促を行って

いる。国民健康保険法第110条第2項で、国民健康保険料の督促は時効中断の効力を生ずる旨を定めており、平成19年4月23日で時効が中断しているため、平成21年3月末の今回の不納欠損実施時点では国民健康保険料の消滅時効である2年が経過していないにもかかわらず不納欠損処理を行った。これは、「不納欠損処理の予定一覧表」が納期別ではなく年度別に集計したことに起因している。早急に、時効計算を適切な基礎資料に基づき行えるよう対応されたい。

(講じた措置の内容)

年度別の集計による処理を行っていた時効計算については、納期別に処理できるようシステム改修を行い、平成22年3月末に適正な対応を行いました。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書64頁)

### (3) 時効中断の書類の不備について

国民健康保険料の消滅時効は2年、国民健康保険税の消滅時効は5年であるため、時効の中断がない限り国民健康保険料の平成18年度9期以前の債権及び国民健康保険税の平成15年度以前の債権は消滅時効が完成し、債権の請求権が消滅してしまうため、不納欠損処理の検討が必要になる。

(平成18年度以前発生国民健康保険料474,136千円、平成15年以前発生国民健康保険税35,073千円 (3) 未収金の状況③の表参照)

もちろん、この中には分納、納付誓約、督促等により時効が中断しているものもあり、発生年度から期間が経過したからといってすべてが消滅時効にかかるわけではない。

しかし、大津市では時効により不納欠損処理しなければならないリストを一旦打ち出した後に、各学区別の収納担当者が被保険者との交渉経緯などを個別に判断し、不納欠損処理のリストから除外するという手続きを行っている。

その際、担当者と被保険者間の電話や口頭による納付相談の内容によって、時効の中断を判断している部分があるが、文書等での証拠書類がないため、法的に時効の中断を主張することが困難と思われるものがある。時効を中断する場合の確認資料を定め、被保険者との事実認識の齟齬が生じないようにするとともに、時効の管理を厳格に行う必要がある。

(講じた措置の内容)

電話や口頭による納付相談の内容によって、時効の中断を判断している部分について、早急に証拠書類が明確でないものの調査を行っているところであり、確認資料が不足する場合は分納、納付誓約等を交わし、不納欠損処分における時効の管理を厳格に行っていきます。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書65頁)

### (4) 滞納処分の対象について

滞納処分の実施状況は、現在のところ銀行預金を対象とした差押えに限定されており、その他の資産は行われていない。

高額滞納者の中には、毎年の所得の状況からみて納付可能とみられる者や、不動産などの資産を所有している者もある。大津市は、給料情報も固定資産情報も有するのであるからこれらの情

報を有効活用し、所得状況や不動産所有状況についても財産調査の対象とすべきであり、差押えの対象も給与や不動産に広げ回収に努めるべきである。

(講じた措置の内容)

高額滞納者の滞納処分について、預金以外の差押えの方法を研究するとともに、体制の整備を図っていきます。今後、所得や不動産等の財産調査について、税務所管課との連携を図りながら情報収集に努め、順次、預金以外の差押えについて取り組んでいきます。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書65頁)

#### (5) 現年分の優先収納

調整交付金の減額制度があることもあり、前年度以前の滞納と現年の滞納がともにあり入金があった場合に現状では現年に優先的に収納されているが、国民健康保険料の消滅時効が2年と短期であることを考慮し、時効による不納欠損を減らすため、前年度以前の滞納繰越分の未収金から収納を行うべきである。

(講じた措置の内容)

現年分と滞納分の収納の優先について、納付相談の際に未収金全体の納付計画を適切に行う中で、滞納者の意向と国民健康保険料の消滅時効を踏まえながら取り組んでいるところであり、滞納繰越分の未収金収納に努めていきます。

(健康保険部 保険年金課)

## 2意見

(報告書65頁)

#### (1) 長期滞納債権の検討及びシステムの整備

発生年度が古い未収金は、回収困難なものが多く消滅時効により徴収権が消滅している可能性もあるため、十分に注意を払い債権の管理を行う必要がある。そのため、長期化している債権については、個別に検討を行われたい。

その前提として、未収金が長期化しているものについては、年度別に未収金の内容を把握できるシステムを整備し、個別状況を把握したうえで被保険者との個別対応を行うべきである。

(講じた措置の内容)

長期化している債権については、年度別の未収金の把握をするため、年度別一覧リストを随時作成し、個別対応が行えるよう改善を図りました。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書65頁)

#### (2) 行方不明者の取扱い

平成21年7月に発行される催告書のうち約700件は、印刷されるものの行方不明のため郵送はされず実際には処分されている。大津市において、国民健康保険に加入している世帯数が44,447世帯であることを考慮すれば、その中に約700件の行方不明者が存在するということが自体かなり多いように思われる。

ただし、行方不明者には、大津市に住所を有しながら行方不明になるケースと、大津市外に転出し転出後の住所地で行方不明になるケースがあるため、すべてが大津市内で行方不明になっているわけではない。

大津市に住所をおいたまま行方不明になっている場合には、被保険者としての資格を有しているので保険料が賦課され、保険証、納付書、催告書がそれぞれ発行されるも郵送できず留め置かれ、時効になれば不納欠損処理が行われている。これは無駄な作業であると思われる。

もし、現実には被保険者が存在しなくなっているのであれば、無駄な収納手続きによる事務負担もあり、収納率もいたずらに悪くなるため、行方不明者の現況を実態調査のうえ被保険者資格の適正化を図る必要がある。

(講じた措置の内容)

市内に住所を有したまま、郵便の不達により行方不明となっている被保険者の実態について、他の収納金の状況等も担当課に照会するなどその把握に努めるとともに、順次、住所地の調査を行っているところであります。その中で、実態がないと認められるものについては、住民基本台帳所管課と協議、連携しながら、住民基本台帳法による措置により、被保険者資格の喪失等、適正化を図っていきます。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書 66 頁)

### (3) 不納欠損処理の履歴について

国民健康保険料(税)の債権の個別管理は、システム上で行われており、債権者別の収納状況を確認する際には「収納状況照会：名寄徴収簿」を端末で確認することになるが、不納欠損が行われた場合には不納欠損という履歴が残らず、毎年度不納欠損が発生するような悪質被保険者がいても、担当者はその情報がわからない。

不納欠損の処理履歴を被保険者ごとに明確化し滞納処分の方法等に反映させるべきである。

(講じた措置の内容)

不納欠損処分の履歴については、国民健康保険料(税)の債権の個別管理システム上とは別に管理していることから、被保険者ごとに端末で確認することが容易でない点がありましたが、保険料の納付相談及び滞納処分について、過去の不納欠損処分等の履歴が確認できるよう、既存の仕組みの中で入力を行い、確認できるよう改善を図りました。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書 66 頁)

### (4) 夜間や休日の納付相談について

国民健康保険料(税)の個別管理はシステム上で行われており、その稼働時間は、ほぼ市役所の定時時間内である。滞納している被保険者によっては大津市の定時時間内では、電話をかけても留守であることも多く、接触するにも限界がある。夜間や休日などに電話督促をしようとしても通常は収納システムが稼働していないので、今までの交渉経過や収納状況が全く分からないため、業務が行えない状況になっている。

しかし、被保険者と接触をもち、相手の状況を把握することは収納手続きの基本であるので、

システム上の問題改善に向け大津市役所内で検討され、夜間や休日の納付相談を強化されることにより徴収に努められたい。

(講じた措置の内容)

夜間や休日などは収納システムが稼動していなかったことから、システム担当課と調整を行っているところであり、一定の期間や時間を定めて、執務時間外にシステムを稼動させ、重点的な取組を行い、納付相談の強化と収納に努めていきます。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書66頁)

#### (5) 調整交付金減額の回避

調整交付金は一般被保険者の収納割合が91%を少しでも下回れば5%減額となり、大津市の国民健康保険の財政規模であれば約50百万円程度の減額となってしまう。

91%の収納率を確保するのに不足した金額を大津市が算出したのが下記の表である。

(単位:千円)

年度	収納率91%に不足した額	調整交付金減額
平成18年度	6,927	57,295
平成19年度	8,057	56,456
平成20年度	21,348	53,632

平成18年度はあと6,927千円、平成19年度は8,057千円、平成20年度は21,348千円収納できれば、平成18年度は57,295千円、平成19年度は56,456千円、平成20年度は53,632千円の交付金が収入できたわけであるので、調整交付金額が減額されない最低限の収納率を維持されるよう努力すべきである。

(講じた措置の内容)

4月、5月を現年分の収納強化月間として、執務時間外の納付相談や電話催告を強化し、収納率の維持向上に積極的に取り組むことにより、調整交付金の減額の回避に努めていきます。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書67頁)

#### (6) 収納体制の整備

収納体制全般について、全庁的な経費削減策により、収納コストも削減する方向に指向しがちであるが、利用者の公平性の観点から最低限の督促体制を維持することは必要であると考えます。

大津市の国民健康保険料の現年度収納率は平成20年度において、中核市41市中3位と良好である。しかし、今回の調査において、滞納者について必ずしも十分な接触状況にあるとは判断できず、保険料を納付しないまま保険給付を受けている滞納者も見受けられる。滞納者が納付を行わない分は、まじめに納付する被保険者の保険料に反映され非常に不平等な結果となる。

現状の人員体制で十分か否かは大津市でよく検討されたいが、結果として滞納者に対する督促手続き、滞納整理等が必要最低限行えるよう体制の整備が必要である。



(講じた措置の内容)

収納業務については、係を超えて課全体制での取組や収納強化月間の設定を行うとともに、執務時間外での納付相談や電話催告、徴収員の有効活用など、収納、滞納整理の強化を図っているところです。

体制の整備については、今後、現状の業務内容を検証、見直しを行う中で、適切な人員体制や業務委託化も含め検討していきます。

(健康保険部 保険年金課)

## 第11 老人保健返納金・加算金等

### 1 監査結果

(報告書71頁)

#### (1) 不納欠損処理について

現在、医療機関等に対する未収金の中に消滅時効が完成しており法的に回収不能となっているものがある。他の市町村の裁判状況を見守っているものもある、安易に不納欠損処理を行うことは好ましくないが、法的に権利がなくなれば適切に処理されたい。

(講じた措置の内容)

介護報酬の不正請求等の未収金については、5つの事業者が対象となっていましたが、そのうち3件は既に時効を迎えているため、平成22年3月24日付けで計3,384,077円の不納欠損処分を行いました。残る2件についても、同様の債権を抱えている保険年金課と連携を図り、早期解決に努めていきます。

(健康保険部 介護保険課)

(講じた措置の内容)

あらゆる手段を講じてもお未収金が回収できない場合は、法令等の規定に基づき不納欠損処分を実施します。

(健康保険部 保険年金課)

## 第12 介護保険料

### 1 監査結果

(報告書85頁)

#### (1) 不納欠損処理について

不納欠損処理は、平成19年度までは消滅時効が到来した債権のうち被保険者死亡分しか行われておらず、平成20年度も消滅時効が到来した債権の被保険者が死亡あるいは行方不明になったケースのみ不納欠損を実施している。しかし、介護保険料は公債権であり、時効の援用を必要とせず徴収権が消滅してしまう。

大津市は、「(6)④時効による不納欠損処理を行わない理由」で述べたように、被保険者が保険給付割合の減額にならないよう、一律には不納欠損処理を行っていないが、不納欠損処理を行わずとも徴収権は消滅している。

そのため、消滅時効により徴収権が消滅したものについては不納欠損処理を行う必要がある。

(影響額)

介護保険料の消滅時効が2年であるため、平成20年度末においては、時効中断がある場合を除いて概ね平成18年度以前に調定している未収金については徴収権が消滅していると推定できる。

平成15年度以前	38,887千円
平成16年度	23,295千円
平成17年度	27,330千円
平成18年度	<u>35,224千円</u>
(計)	<u>124,737千円</u>

保険料の消滅時効の起算日は、保険料の納期限の翌日と解されている。また、介護保険法の規定による徴収金の督促は、時効中断の効力を生ずる(介護保険法第200条第2項)。

大津市は、普通徴収により納期限に収納できなかつたときは翌月に督促を行っている関係で平成18年度第10期分については、平成19年4月に督促を行っているので、平成20年度末時点では徴収権は有していたと考え得る。

その他、個別に時効中断があることも考え得るので、上記124,737千円から督促その他による時効中断分を除いた額が平成20年度末における本来行うべきであった不納欠損額となる。

また、不納欠損処理を行っていないことから、被保険者が介護保険の適用申請を行った時点で未収金があった場合、徴収権が消滅している未収金も含め、滞納繰越未収金の収納を行っている。

(講じた措置の内容)

平成21年度末で消滅時効が完成する対象の滞納繰越分普通徴収介護保険料は、平成19年度第9期分以前の保険料となります。これらのうち、納付誓約、一部納付等の債務承認により時効中断事由のあるものを除いて、平成22年3月31日付けで合計139,319千円の不納欠損処分を行いました。今後においても、滞納整理に関して、より一層の努力を重ねるとともに、やむなく時効の到来した未収金については、法令等の規定に基づき適正に不納欠損処分を実施します。

(健康保険部 介護保険課)

(報告書85頁)

## (2) 保険給付の制限に対する姿勢

大津市は、要介護または要支援状態となった場合にこれを救済するのが介護保険制度であり、その給付を確実に行うことが最優先であると考えている。介護サービスを受ける側からすればありがたい姿勢であろう。

しかし、一方で介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき被保険者が相互に保険料を負担しあうという社会保険制度の考えに基づき成り立っている。そうした中で、保険料を滞納している者が、一方で保険給付を受け続けることは、介護保険制度の趣旨に反し、他の被保険者の保険料納付意欲を減退させることとなる。そのため、介護保険法の中で、滞納者に対する保険給付を制限し被保険者間の公平を図ることとされたのである。

大津市は、被保険者間の公平という介護保険法の規定を軽視することなく、法律で定められた保険給付制限を行われたい。

(講じた措置の内容)

保険料滞納者に対する給付制限については、平成22年2月から同年4月までの間で既に4件実施しました。いずれも、保険給付の減額及び高額介護サービス費の不支給を決定したものです。

今後においても、保険料滞納者に対する給付制限を適正に実施していきます。

(健康保険部 介護保険課)

(報告書86頁)

### (3) 督促体制について

督促状、催告書はシステム的に出力されているが、その他電話督促や個別訪問等の催告の手続きは一部を除いて行われていない。

それは、滞納繰越分の平均額が64千円と少額であり回収に要する費用を考慮すると費用対効果が十分でないとの判断があるためである。

しかし、被保険者と接触を取り、被保険者の状況を聞きながら納付相談を実施することは滞納未収金の収納率を改善する第一歩であり、もう少し被保険者との接触を増加されたい。

(講じた措置の内容)

被保険者との接触という点については、月平均200件～300件程度の保険料に対する問合わせや苦情等を通して対応しているとともに、未納者についても納付相談等も実施しながら未収金の早期回収に努めているところです。また、介護認定申請時に未納がある被保険者に対する納付催告は、特に重視して取り組んでいるところです。

今後においても、コスト面に留意しつつ、催告書発送後の未納者への電話による催告を実施していきます。

(健康保険部 介護保険課)

(報告書86頁)

### (4) 滞納処分について

1人当たりの平均滞納金額は、現年分で27千円、繰越滞納分で64千円と少額であることもあり滞納処分は全く行われていない。しかし、滞納処分を全く行わないと被保険者の中には介護保険料は介護認定を受ける時点まで支払う必要なしと考える者も出てくる可能性もあり、まじめに納付を行った者との間で不公平が発生するので滞納処分を厳格に実施すべきである。

(講じた措置の内容)

滞納処分を行うに当たり、差押等の実施に必要となる「徴収職員証」及び「介護保険徴収金滞納者財産差押証票」が発行できるよう平成21年12月に大津市介護保険条例等施行規則の改正を行ったところです。

今後、一定の所得等がありながら保険料を滞納している者に対しては、厳正に預金及び不動産を中心とした滞納処分を実施していきます。

(健康保険部 介護保険課)

## 2 意見

(報告書86頁)

(1) 普通徴収の効率化について

介護保険料を普通徴収によって納付している被保険者の医療保険は、親族等の扶養家族になっている者と本人自身が被用者保険に加入している者を除けば65歳以上75歳未満の者は国民健康保険、75歳以上の者は後期高齢者医療保険である。

国民健康保険、後期高齢者医療保険は天津市において賦課、収納手続きを行っている保険であり、介護保険と収納手続き、督促手続き、滞納整理手続きなどを統合することによる効率化と利用者からみた利便性の向上について検討されたい。

(講じた措置の内容)

介護保険料の収納は、賦課はもちろん介護保険制度の認定、給付、施設整備等と密接に結びついており、収納手続の一部だけを切り離して他の収納手続と統合することは、現時点においては困難であると思われますが、未収金収納の効率化は重要なことであるため、今後、天津市全体の課題として検討していきます。

また、コンビニ収納など市民の利便性向上に資する取組については、費用対効果等を考慮しながら取り組んでいきます。

(健康保険部 介護保険課)

### 第13 産業観光部その他雑入

#### 1 意見

(報告書87頁)

(1) 回収可能性について

本債権を回収することは相当困難と思われるが、天津市としては実施可能な手段をすべて執行し、回収に努めるべきである。あらゆる手段を尽くしたうえで、結果として回収不能となれば、不納欠損処理に向けた手続きをされたい。

(講じた措置の内容)

契約解除に伴う負担金について、債務者である会社が休業しており、現在、当該会社の代表者自体も病気療養中で自己破産もしていることから、回収は極めて困難な状況となっています。

しかし、相手方である会社そのものも休業状態であるが倒産はしていないため、引き続き積極的に督促行為を行い、未収金の回収に努めていきます。

(産業観光部 田園づくり振興課)

### 第14 土地使用料

#### 1 監査結果

(報告書89頁)

(1) 不納欠損処理について

上記のとおり回収の可能性は極めて低いと思われるため、不納欠損処理すべきである。

(講じた措置の内容)

当該土地使用料については、市営住宅店舗付住宅に係るもので、債務者の経営状況の悪化により大津地方裁判所において当該物件の競売開始が決定され、所有権が移転されたところです。

債務者は、現在、住民票を置いたまま、手がかりがなく行方不明となっているため、平成21年度

末に時効を迎え徴収不納となっている平成14年度分の77,956円及び平成15年度分47,154円の不納欠損処分を実施しました。

(都市計画部 住宅課)

## 第15 住宅使用料

### 1 意見

(報告書102頁)

#### (1) 滞納家賃の回収業務

家賃等未収金の課題としては、今後いかにして少しでも多くの債権を回収するかということに尽きるのであるが、現状の徴収方法について特に問題があるわけではない。にもかかわらず、滞納債権の回収が進まないのは、やはり低所得者からの回収が、いかに困難であるかということである。しかし、債権の回収を安易に放棄することは避けるべきである。入居者の大部分は毎月定められた家賃を納付しており、このような入居者と滞納者に公平性を欠くことは許されず、定められた家賃は必ず徴収するという姿勢は崩してはならない。「2. 内容及び概要(7) 督促手続」で述べたとおり、明渡請求を実施した場合、一定の効果があることが認められる。今後も悪質な滞納者に対しては毅然とした態度で定められた手続きに従い、明渡請求等を実行することにより債権を回収していくことを継続されたい。

また、市営住宅を退去した滞納者についても回収は困難なものとなっている。前掲の表にもあるように、その多くは退去後も津市内に在住しているが、市外あるいは県外に転居している滞納者も存在し、居所が不明となっている場合もある。このような滞納者に対しても当然債権の回収業務を怠るべきではないが、特に遠方への転居者に関しては手が回らない状態となっている。

以上のような理由から今後回収をさらに進めるためには人員の増加等の費用を今以上にかけていくしかないが、これに関しては津市として滞納債権の回収について、どこまで費用負担をすることができるのか、住宅課のみならず、他部署で発生した未収金も合わせて、いかに効率的に債権回収をすることができるのかを全庁レベルで対策を講じるべきである。

(講じた措置の内容)

住宅使用料については、年間を通して悪質滞納者に対する条件付明渡請求あるいは訴訟を順次実施しています。また、既に市営住宅を退去した滞納者に対しては、文書等による請求行為を継続して行っているところであり、今後は、全庁的な滞納対策等との連携を図りながら債権回収に努めていきます。

(都市計画部 住宅課)

(報告書102頁)

#### (2) 連帯保証人の機能について

連帯保証人に関しては、その保証期間が長期になり得るため、その間に、保証に対する意識の希薄化や入居者の賃料の上昇による当初の想定以上の負担による保証の拒否、あるいは保証人の死亡等により連帯保証が有効に機能していない場合がある。これを防ぐため、定期的に保証人に意思を確認する等の措置を講じるべきである。

(講じた措置の内容)

連帯保証人については、本市が把握している保証人の生存可否に現実との乖離が少なからず見受けられることや、入居者自身が新たな保証人を確保することが困難化している等の近年の現状から、ま

ずはそれらの実態を調べた上で、具体的な解消策を検討していきます。

(都市計画部 住宅課)

(報告書102頁)

### (3) 口座振替の促進について

現在口座振替の利用率は、「2. 内容及び概要(6) 家賃の徴収」で示したとおり、家賃については約60%、駐車場については約30%となっている。債権管理で重要なことはまず滞納債権を発生しないようにすることであり、その方策として口座振替は有効な制度である。特に駐車場に関しては制度が始まってから期間が短いこともあり、家賃に比べ利用率が低くなっている。

今後は家賃、駐車場ともに口座振替の利用者を増やし、滞納債権の発生を未然に防ぐよう努められたい。

(講じた措置の内容)

口座振替の促進については、2月募集の当選者への配付資料の中に「大津市市税等口座振替依頼書」を追加し配付したところ、25件中7件の方から届出がありました。また、平成22年度前期分の納付書送付時にも「口座振替利用のお願い」のチラシを同封するなど啓発に努めているところです。

今後においても、口座振替件数の増加に向け、より一層の啓発に努めていきます。

(都市計画部 住宅課)

## 第16 建設部その他雑入

### 1 意見

(報告書105頁)

### (1) 回収可能性について

本債権を回収することは相当困難と思われるが、大津市としては実施可能な手段をすべて執行し、回収に努めるべきである。あらゆる手段を尽くしたうえで、結果として回収不能となれば、不納欠損処理に向けた手続きをされたい。

(講じた措置の内容)

本債権の回収については、平成22年3月10日付けで債務者3人に対して大津市への賠償額を提示した請求書を発送し、3通とも翌日に宛先での受け取りを確認しています。

請求書の発送後、1名から請求書の内容について連絡があり、現在支払方法について折衝・相談中となっています。

今後においても、引き続き債権の回収に努めていきます。

(建設部 道路管理課)

## 第17 公共下水道事業受益者負担金

### 1 意見

(報告書109頁)

### (1) 時効の中断手続について

滞納者の中には時効が迫っているものも存在している。

時効の中断事由である書面による分納誓約や一部入金が行われないままであれば、そのまま時

効につながっていくことになってしまうことから、分納誓約書を締結するか、一部入金を求めるなど時効の中断を図るべきである。

(講じた措置の内容)

これまで滞納者との交渉により、分納誓約書の提出や一部入金が行われた分については、時効の中断を図ってきました。

今後においても、死亡や転居先不明により連絡がつかないなど滞納者との接触が物理的に困難なもので不納欠損処分が避けられないもの以外については、可能な限り滞納者との接触を図っていきます。

特に、滞納者で時効が迫っているものについては、分納誓約書の提出や一部入金を求めるなど優先的に時効の中断手続を行っていきます。

(企業局 下水道管理課)

## 第18 幼稚園保育料・入園手数料

### 1 監査結果

(報告書115頁)

#### (1) 不納欠損処理について

平成15年度の未収金3件は回収不能と判断されるので、所要の手続きを経たうえ、不納欠損処理すべきである。

(講じた措置の内容)

幼稚園保育料・入園手数料に係る平成15年度の未収金3件については、居所不明等により徴収が不能であり、平成16年度に督促を行って以降5年間が経過したことから、地方自治法第236条第1項の規定による消滅時効に基づき、平成21年度末に不納欠損処分を行いました。

(教育委員会 教育総務課)

### 2 意見

(報告書115頁)

#### (1) 納付書の交付方法について

保育料が2ヶ月以上連続して未納となった場合でも、幼稚園において手渡交付する納付書は当該月の分のみであるが、未納の累積を防ぐためには、保護者にしっかりと債務認識してもらうことが重要なので、未納となっている各月の納付書を交付することを検討されたい。

(講じた措置の内容)

未納の累積を防ぐため保護者に債務認識をしてもらうことは重要であり、未納となっている各月の未納金額の累積リストを保護者ごとに作成し、本年6月から各園において当該月の納付書を手渡交付する際にそのリストを合わせて手渡すこととしています。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書116頁)

#### (2) 未納に対する早期対応について

現状では、未納として繰り越したのちに、保護者と個別面談をしているが、その時点ではすでに卒園している児童もあり、回収の困難性が増すことになるので、例えば、3ヶ月以上未納になった

場合には幼稚園の担任教師あるいは園長が個別に面談し、累積を防ぐことを協議する等あるいは減免措置の適用の可否について検討するなど、早期での対応が望まれる。

(講じた措置の内容)

卒園後の保育料等の回収は、困難性が増すことから、在園中での回収を強化するため、本年2月の園長会において、在園児に係る未納金額のリストを配付し、各園による保護者への督促の強化を図るとともに、3か月以上未納の保護者に対しては、園と教育総務課による三者面談を実施したところであり、今後も引き続き、早期の対応に努めていきます。

(教育委員会 教育総務課)

## 第19 ケアセンターおおつ介護報酬収益等

### 1 監査結果

(報告書120頁)

#### (1) 決算書と明細書の差額について

決算において、帳簿残高と残高明細に差額が生じた場合は、原因を調査することにより帳簿残高、残高明細を修正する必要がある。平成20年度決算において、ケアセンターおおつでは、帳簿残高と残高明細との差額金額と原因は把握していたが、その修正は行われていなかった。平成21年度に減額処理を行ったが、適時性に問題が残る。また、差額の中でその他施設運営事業未収金69千円は未処理のままである。当該債権は、前任者から国保連合会の減額分と口頭で引継いだだけであり、事実関係を証する資料がなく発生年度もわかっていない。回収は極めて困難であり、早期に減額処理されたい。

(講じた措置の内容)

平成20年度決算におけるその他施設運営事業外未収金の帳簿残高と残高明細との差額69千円については、国保連合会の審査による減額分等であり回収の見込がないため、平成22年2月26日付けで減額処理を行い、過年度損益修正損で計上しました。

今後においては、帳簿残高と残高明細に差額が生じた場合には、速やかに原因を究明し、適正な処理を行うよう努めていきます。

(介護老人保健施設ケアセンターおおつ 業務課)

### 2 意見

(報告書120頁)

#### (1) 不納欠損処理について

未収金管理の明細を閲覧すると、平成20年度に本人死亡で遺族が相続放棄している未収金115千円が含まれていた。当該債権は、平成20年度に不納欠損処理すべきであった。

未収金の回収可能性について個別判断を行い、実質的に回収不能であると判断された債権は、消滅時効経過後、速やかに不納欠損処理を検討されたい。

(講じた措置の内容)

個人未収金のうち、平成20年度に本人が死亡し遺族が相続放棄している未収金115千円については、回収不能であるため、平成22年3月31日付けで不納欠損処分を行い、過年度損益修正損で計上しました。



今後においては、個人未収金の回収可能性について適時判断を行い、回収不能であると判断した債権については、消滅時効経過後速やかに不納欠損処分を行うよう努めていきます。

(介護老人保健施設ケアセンターおおつ 業務課)

## 第20 大津市民病院医業収益等

### 1 監査結果

(報告書137頁)

#### (1) 医業未収金の不明差額について (医業未収金)

医業未収金の不明差額が91,920千円あると推算されるが、不明差額が発生する最大の原因は、収入金額を調定する際に相手先別に調定していない。具体的には、国保連合会・社会保険支払基金に対する債権を金額で把握していないことにある。

現在の未収金の勘定科目区分は入院と外来と区分のみであるが、個人未収金、国保連合会、社会保険支払基金、労災・公傷等請求先別に区分して会計処理を行い、毎月末の残高を請求先別に確認するとともに、決算時にはその残高を検証し、債権額を確定すべきである。

(講じた措置の内容)

入院・外来収益の調定については、診療報酬請求相手方別に請求金額ベースで調定するように改善しました。今後は、毎月末の収益締め処理を行った後、当月及び累計の請求相手方別請求残高を確定するとともに、年度末においては、当年度中の請求相手方別請求残高を検証し、債権額を確定していきます。

(市民病院事務局 医事課)

(報告書137頁)

#### (2) 個人未収金台帳の保存 (医業未収金)

大津市民病院は、個人未収金の管理を独立したシステムによりデータ管理している。平成20年度末の個人未収金の残高は、220,050千円となっているが、その都度データが上書きされているため、現状は合計金額しか把握できない。しかし、決算資料として個人別未収金残高は重要であるため、個人未収金台帳を保存されたい。

(講じた措置の内容)

個人未収金集計額並びに個人未収金明細を集計・管理できるシステムを開発し、個人未収金集計額・個人未収金明細表を作成・保存しました。

(市民病院事務局 医事課)

(報告書137頁)

#### (3) 不納欠損処理について (医業未収金)

不納欠損処理した個人未収金の中には、交渉経過の資料がないもの、不納欠損処理した会計年度と交渉履歴の最終日とが整合していない債権が含まれていた。大津市の財産である未収金を不納欠損処理する以上、交渉経過のより詳細なデータを保存されたい。

(講じた措置の内容)

不納欠損の対象である・ないに関わらず、日々の患者(債務者)との交渉内容を詳細に記録し、保存しています。また、個々の債権回収可能性を精査し、あらゆる手段を講じてもお未収金が回収で

きない場合は法令等の規定に基づき適正に不納欠損処分を実施していきます。

(市民病院事務局 医事課)

## 2 意見

(報告書 137頁)

### (1) 未収金計上における内部統制 (医業未収金)

現在、未収金の計上は担当者に全て委ねられている。そのため、担当者が未収金の計上を誤れば、決算上も誤ったままの金額で計上される可能性が高く、内部統制上、問題がある。

よって、以下の改善が必要である。

- ① 未収金の計上は担当者に全て委ねることなく、所属長の検証・承認を要し、その証跡を保存する。
- ② 担当者は、電子レセプト請求のデータを送信する前に総括表を作成する。作成された総括表は所属長の承認を要し、承認後に、電子レセプト請求のデータを送信するものとする。所属長の承認を受けた総括表は保存する。
- ③ 社会保険・国民健康保険のレセプトデータから請求額を算定するシステム (既存のシステムが存在) の検証・カスタマイズが必要となる。  
また、支払額を検証する手法や体制の確保が必要である。
- ④ 各種請求の管理方法を見直し、調定漏れがない様にする必要がある。

(講じた措置の内容)

①については、未収金の計上に際し、所属長に承認を仰ぐ時には、調定を算定する上で根拠となる資料を添付し、決裁者が検証しやすいようにしました。

②については、国保連合会・社会保険支払基金に送信する請求データ (電子) はもちろんのこと、月遅れ・返戻データ (紙) を送付する際に、所属長が検証可能な総括表を作成しました。所属長の承認を得た後、各支払機関に請求データを提出するとともに、承認を得た総括表は保存しています。

③については、既存の診療報酬請求点数を請求金額ベースに算定するシステムを検証し、正確に請求金額を算定しています。また、請求相手方別に支払額を検証しています。

④については、帳簿管理している各種請求を、データ化し、調定・収入漏れ等がないように改善しました。

(市民病院事務局 医事課)

(報告書 138頁)

### (2) 個人未収金の催告書の発送について (医業未収金)

大津市民病院は、平成18年4月1日以降発生 of 個人未収金を対象に催告書を発送した。

催告書の発送対象が消滅時効3年という理由で、平成18年4月1日以降としているが、それ以前の未収金に対しても、法律上債権放棄していない以上、催告書を発送すべきである。

(講じた措置の内容)

平成18年4月1日以前の個人未収金 (消滅時効完成済) については、催告書を発送するとともに、回収可能性が高いものを洗い出し、優先的に徴収業務を行っていきます。更に、弁護士又は弁護士事務所といった債権回収専門組織に債権回収を委託していきます。

(市民病院事務局 医事課)

(報告書138頁)

(3) 未収金回収スタッフの定着化並びに組織化 (医業未収金)

未収金を回収する市職員は、平成21年度より配属されており、前任者も1年で別の部署に異動、情報及びノウハウが蓄積されていない。大津市民病院に情報及びノウハウが蓄積されるよう、未収金の回収する市職員が一定期間(5年程度)定着できるような環境を整えるべきである。

また、未収金を回収する医事課のスタッフは、4名(うち嘱託1名、事務2名)と極めて少ない。このスタッフ人数では、2,000件以上ある個人未収金220,050千円(平成20年度末現在)の回収業務を行うのは困難である。また、発生より3年を超えると収納率が悪化している。よって、一定期間を超えた未収金に関しては、回収を専門に行う組織を構築し、そこに債権を移管することが考えられる。そのことにより、現医事課スタッフは、直近に発生した未収金の回収に集中でき、より効率的になると思われる。また、法律事務所等を含む外部組織に回収そのものを依頼(アウトソーシング)することも、一つの方法であり、効率的な対応を検討されたい。

(講じた措置の内容)

医業未収金が病院全体の課題であるという認識を共有し、毎月の収納状況を報告するとともに、継続的・効率的な未収金回収のための情報やノウハウを蓄積できるような人員・組織体制を構築し、未収金回収マニュアルを作成していきます。

加えて、基本的に3年を超えた未収金については、弁護士事務所など債権回収専門組織に債権回収を委託し、それ以前に発生した未収金については、医事課スタッフが重点的に回収を図っていきます。

(市民病院事務局 医事課)

(報告書138頁)

(4) 内容証明書の送付について (医業未収金)

内容証明書を送付することは、未収残高のある患者等に対し抑止的な効果があり、個人未収金を減少させる一因になると思われる。そのため、催告書を送付しても、未収を回収できない患者等に対しては、積極的に内容証明書を送付すべきと思われる。

公的な病院である以上全ての患者に対して中立であるべきであり、原則は、金額の多寡にかかわらず対応されたい。

(講じた措置の内容)

文書による定期的な督促・催告を発送することにより早期請求・早期回収に努めることはもちろんのこと、電話や自宅等への訪問督促を実施するとともに、悪質な滞納者に対しては、時効の中断も含めて、内容証明書等を発送することを検討していきます。

また、法的手続による債権回収についても検討していきます。

(市民病院事務局 医事課)

(報告書138頁)

(5) 個人未収金の回収可能性について (医業未収金)

大津市民病院は、個人未収金について25分類し管理している。大津市民病院が作成した未収金年度別区分別一覧(未収金の25分類毎の年度別残高)によると、平成21年11月末現在では136,291千円となっている。

これを下記①～⑨の9分類に集約し、発生年度別に集計したものが次表である。年度別にし、その分類ごとに残高を発生年度別に把握した結果は、次のとおりである。

①持ち合わせなし ②患者不在 ③交通事故 ④患者と交渉中 ⑤納入誓約書が存在  
⑥督促状、催告書発送済 ⑦請求先不明、不納欠損予定 ⑧医療過誤等 ⑨その他

(単位：千円)

	平成17年度 以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計	うち、回収が困難と判断
①	2,482	202	510	364	3,560	2,482
②	23,012	—	—	157	23,170	23,012
③	2,198	2	0	3,397	5,598	1,284
④	1,608	2,724	3,633	2,762	10,728	1,220
⑤	21,965	2,833	2,874	2,825	30,449	10,260
⑥	38,006	3,203	4,437	6,083	51,730	37,670
⑦	4,617	181	0	222	5,021	5,021
⑧	1,755	756	2,177	452	5,142	5,142
⑨	735	2	31	121	890	746
計	96,331	9,906	13,664	16,389	136,291	86,841

「平成21年11月末未収金年度別区分別一覧」に記載された136,291千円の回収可能性を検討した結果、86,841千円は回収が困難であると判断されるため適正な処理をされた。

(講じた措置の内容)

債務者の支払能力等を踏まえ、回収可能性が見込めない債権については、会計上は、総務省で立ち上げている地方公営企業会計制度研究会において、病院会計準則も視野に入れ検討されていることから、その結果を注視し、対応を検討していきます。

(市民病院事務局 医事課)

(報告書139頁)

#### (6) 医業外未収金の回収可能性について

大津市民病院附属看護専門学校の未収金残高の回収可能性について検証した結果、平成8年度発生未収金15千円は、回収不能であり不納欠損処理を検討すべきである。

また、「その他の医業外未収金」については、平成6年度発生で内容不明の行政財産貸付料30千円、平成12年度～平成18年度発生入院患者負担の冷蔵庫及び金庫の鍵代14千円は、回収困難であり不納欠損処理を検討すべきである。

(講じた措置の内容)

医業外未収金については、現在、不納欠損処分に向けた事務を進めているところです。

今後においては、未収金発生時の初期対応に重点を置き、法的措置の必要性を早期に判断、対応し、未収金の削減を図っていきます。

(市民病院事務局 病院総務課)

第21 大津市企業局水道料金等

1 監査結果

(報告書155頁)

(1) 未収金残高の不明差異について

本来、決算書の妥当性を確かめるために、決算書の未収金残高と実際の未収金残高とを照合する必要がある。

決算書と実際の未収金とを照合し、その差額がある場合に適切な処理が行われてこなかったことから、今回照合した結果、以下のような差異が生じている。

今後は、毎年度末において決算書の未収金残高と実際の未収金残高とを照合するとともに差異がある場合には判明した年度で決算修正を行い、正確な未収金残高を決算書に記載すべきである。

<水道事業>

(単位：千円)

区分	科目	①決算書	②あるべき残高	差異 (②-①)
未 収 入 金	① 水道料金未収金(注1)	363,600	365,611	2,010
	② 未収工事負担金	432,235	432,236	0
	③ その他未収金(注2)	153,927	144,840	△9,087
	④ その他営業外未収金(注2)	93,963	103,546	9,582
	⑤ 未収消費税還付金	22,705	22,705	-
	⑥ その他営業収益未収金	590	-	△590
	⑦ 未収加入金	428	-	△428
	⑧ 給水工事収益未収金	256	176	△79
	⑨ 未収手数料	29	26	△3
	⑩ 修繕工事収益未収金	26	5	△20
	合計	1,067,763	1,069,147	1,383

(注1) 水道料金未収金のあるべき残高については、料金システムの金額を可能なかぎり補正することにより算定したものである。

(注2) その他未収金で入金すべき9,582千円がその他営業外未収金で処理されていたものがある。そのことを加味すると、その他未収金の不明差異は495千円、その他営業外未収金は差異なしとなる。

<ガス事業>

(単位：千円)

区分	科目	①決算書	②あるべき残高	差異 (②-①)
売 掛 金	① 都市ガス売掛金	1,360,596	1,356,284	△4,336
	② LPG売掛金	23		
	③ 都市ガス受注工事売掛金	1,642	1,656	13
	④ その他売掛金	769	769	-
未 収 金	⑤ その他未収金	17,389	17,315	△73
	⑥ その他営業外未収金	5,133	5,062	△70
	⑦ 未収工事負担金	644	644	-
	計	1,386,198	1,381,732	△4,466

(注) 都市ガス売掛金とLPG売掛金のあるべき残高については、料金システムの金額を可能なかぎり補正することにより算定したものである。

(講じた措置の内容)

上記表のうち、退職手当返納に係る未収金を除き、水道事業の未収入金の②未収工事負担金から⑩修繕工事収益未収金まで、ガス事業の売掛金の③都市ガス受注工事売掛金、④その他売掛金、未収入金、及び⑤その他未収金から⑦未収工事負担金までについては、決算書とあるべき残高に生じた差異の内容が不明なため、平成21年度に営業外収支において経理処理しました。

今後は、毎年度末において残高照合し、差異がある場合は判明した年度に修正を行っていきます。

また、水道事業の未収入金の①水道料金未収金、ガス事業の売掛金の①都市ガス売掛金、②LPG売掛金については、正確な未収金残高の把握は決算書の妥当性を確かめるために必要なことから、今後、この数値を検証できるような措置を検討していきます。

(企業局 経理課・料金課)

## 2 意見

(報告書156頁)

### (1) 水道債権の不納欠損処理について

水道料金債権の時効については、平成15年の最高裁判決により私債権の消滅時効の年数が2年ということが通説となり、総務省からも同趣旨の事務連絡が出されている。

しかしながら、大津市では、水道料金の消滅時効期間について、公債権として大津市が認識しているガス料金の5年と併せるため、私債権の2年ということは認識しつつも、さらに3年経過後の5年後に不納欠損処理が行われている。

不納欠損処理は、主に水道料金、ガス料金については、地方自治法施行令第171条の5の徴収停止したものを対象に5年経過したものについて行われているが、徴収停止の手続きが実施された水道料金については、不納欠損処理までの期間を5年として取扱う必要はなく、本来の水道料金債権の時効期間の2年を適用して不納欠損処理すべきである。

(講じた措置の内容)

水道料金債権については、公債権であるガス料金、下水道使用料と同時に徴収していることから、徴収停止手続をしているものを対象として、消滅時効を迎える2年を経過した後、更に3年後のガス料金や下水道使用料の消滅時効5年に合わせて不納欠損処分を行っています。

民法が適用される水道料金債権の消滅時効は2年ではありますが、この場合、債務者からの援用がなければ、2年経過後も債権が消滅しないこともあり、不納欠損処分の見極めとしては、一括で請求を行っているガス料金、下水道使用料に合わせて、5年としているところです。

水道料金不納欠損処分の時期については、他都市の実態においても、5年としている場合もあり、これらの状況も把握していく中で、慎重に検討していきます。

(企業局 料金課)

(報告書157頁)

### (2) 簿外債権の取扱いについて

水道料金の消滅時効については、水道料金債権が私債権に該当することから、時効期間が到来

後に債務者が援用しない限りは消滅せず、既に不納欠損処理が行われたものについても帳簿外で管理し、万一納入された場合については、雑収入処理し、帳簿外で管理している債権を消去するという処理方法が予定されている。

しかし、債務者からの援用についてはほとんど行われる可能性はない（過去1件のみ）ことから、帳簿外で債権を永遠に管理していくことは合理的とはいえない。

水道料金については、援用されない限り消滅しないので法的な問題がない限り回収に努めるものの、徴収停止となり、不納欠損処理されたものについては一定期間経過後に議会の承認を得て債権放棄するか、債権放棄を可能とする条例を制定していくことについても検討されたい。

#### <帳簿外で管理している債権>

(単位：千円)

年度	帳簿外管理債権
平成16年度	14,206
平成17年度	10,619
平成18年度	15,159
平成19年度	12,828
平成20年度	4,073
合計	56,888

(講じた措置の内容)

水道料金債権の消滅時効については、民法が適用されることから、債務者の援用がないものは不納欠損処分後も簿外で管理しています。この簿外管理している債権は、消滅時効についての債務者の援用がない限り消滅することがないため、債権を放棄することを可能とする条例の制定について、他都市の状況も確認する中で、検討していきます。

(企業局 料金課)

(報告書157頁)

#### (3) 職員の退職手当返納に係る未収金について

水道事業・ガス事業の「その他営業外未収入金」に記載されている退職金返納額は、退職金を受給し、退職後に在職中の不正が発覚し、その後実刑判決を受けた者に対して、大津市職員退職手当支給条例第12条の2(2)の規定に基づき既に支給した退職金の返納(13,155千円)を求めたものである。

この者については、資力の関係上、分割返納とされ当初は返還がなされていたが、平成16年6月以降の返還を最後に未納になっている。

この者に対しては本人への直接面談、資産状況の調査が改めて行われており、今後は返済計画を作成し、早期回収に努められたい。

(講じた措置の内容)

「その他営業外未収入金」に記載されている退職金返納額については、職員が退職金を受給し、退職後に在職中の不正が発覚し、その後執行猶予付き有罪判決を受けた者に対して、大津市職員退職手当支給条例第12条第2項第2号(平成21年条例第66号による改正前のもの)の規定に基づき、

既に支給した退職金の返納を求めたものであります。

平成21年においては、12月24日に本人との面談を行い、債務の確認を行うとともに、今後の返済計画について返答を求めたものの回答がなかったため、翌年3月4日付けで本人に対して催告書を送付し、未納額についての催告と今後の返済計画書の提出を求めました。

同年4月末現在においても、返済計画書は未提出であることから、今後も引き続き、返納についての更なる催告並びに返済計画書の提出を求めていきます。

(企業局 企業総務課)



I 総括的事項

1 意見

(報告書160頁)

(1) 貸付金全般に共通する問題点

「I. 大津市の貸付金概要」にあるように、大津市が直接融資する貸付制度は数少なくなっている。これは、各制度の実績、実効性等を考慮し、制度そのもののあり方に検討を加え、不要なものについては廃止してきた結果であると思われる。今後は、「大津市総合計画基本構想」である「人を結び、時を結び、自然と結ばれる 結の湖都 大津」の理念に合致した大津市独自の制度を構築し、資金を有効に活用していくことが望まれる。

一方で現在施行されている制度の中にはほとんど利用されていない融資制度もある。必要とされていない制度であれば廃止を検討しなければならないが、資金を必要としている市民や事業者に対し、制度の存在を周知することができているのかという検討も必要である。制度の存在を知らなかったために資金調達ができなかったということがないようにすることも大津市の責任であると考えられる。

例えば不特定の個人及び法人を対象とした融資制度を大津市役所のホームページで確認したところ以下のような結果となった。

《容易に確認することができた融資制度》

- ・小規模企業者小口簡易資金
- ・中小企業者経営安定資金

これらの制度に関しては、トップページ>事業者向け>融資・補助金>産業>中小企業のための融資制度のご案内という具合に融資制度を探す事業者にとっては容易に見つけることができると思われる。

《確認することはできたが掲載場所等に問題がある融資制度》

- ・大津市勤労者住宅リフォーム資金

トップページ>くらしの情報>生活・まち>生活・まちづくり>住宅>勤労者融資制度あるいはトップページ>事業者向け>融資補助金>その他>勤労者融資制度

- ・大津市勤労者教育資金

トップページ>くらしの情報>教育・子育て>制度計画>勤労者融資制度あるいはトップページ>くらしの情報>くらしの出来事>入園入学>勤労者融資制度

- ・大津市水洗便所改造資金

トップページ>くらしの情報>生活・まち>下水道>水洗化にあたっての補助金等のご案内  
以上のようにトップページから何階層も下がらなければ融資という言葉が出てこなかったり、あるいは勤労者向けの融資制度でありながら入口が「事業者向け」となっていたり制度を探すことが少々困難である。

《確認することができなかった融資制度》

- ・母子・寡婦福祉資金貸付金
- ・社会福祉施設等整備資金貸付金

・大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付金

この結果はあくまでもホームページ上で制度を探すことを試みたものであって、制度によっては他の方法での周知活動を実施しているものもある。しかしながら、現代の情報化社会にとってはホームページ上での探しやすさは周知の方法として重要であると考えます。

改善策としては例えばトップページで「大津市の融資制度」という項目を掲げ、そこに全ての融資制度の概要と相談窓口を記載すれば必要な制度を容易に探し出すことができる。また、同様の一覧表を広報紙等に記載することも重要な周知方法の一つであり、制度の周知方法等について改善を図られたい。

(講じた措置の内容)

※資金の有効活用について

貸付金全般については、これまでから利用実績や必要性を検証し、制度の廃止や縮小を行ってきたところです。今後も、市の制度として実施する必要性のあるものと民間や団体が実施している制度で市民需要に対応できているものを整理しながら、制度の存廃や民間移行も含めて検討していきます。

また、真に市民需要に応えられる制度設計についても、大津市総合計画の理念に沿った新たな貸付金制度の創設や各種補助金制度の整理統合と併せ、限られた財源の有効活用という観点から検討していきます。

(総務部 財政課)

※制度の周知方法等について

市としては、市ホームページや広報紙を市民への情報提供の重要な媒体と位置付け、行政サービスや制度の概要等について積極的な周知に努めているところです。市の融資制度については、より多くの市民や事業者を活用いただけるよう、関係各課と協議しながら本年度中に一覧表の掲載をはじめとした情報提供に向けて取り組んでいきます。

(政策調整部 秘書広報課)

(報告書161頁)

(2) 大津市が直接融資している貸付金に関する問題点

大津市が直接融資する制度のうち「母子・寡婦福祉資金貸付制度」については平成21年度から新規に開始した制度であり、今後、債権管理方法あるいは滞納債権等の問題が発生してくることが予想される。滞納が発生した場合、さらには市外に転出した債務者が滞納した場合等、どのような回収体制を取るのか、現時点ではマニュアル等が完全に整備されているとは言えず、早急な対応が必要となる。

また、「大津市公設地方卸売市場集荷奨励貸付金」については、改めてその有効性を検証する必要があると思われる。融資を実行している現状の効果及び、制度を廃止することによる予想される影響等を調査し、今後も継続すべき制度であるかどうかを検証すべきである。

(講じた措置の内容)

※母子・寡婦福祉資金貸付制度について

母子・寡婦福祉資金貸付制度について、現在、債務者が市外へ転出したケースは極少数となっていますが、今後、債務者の市外への転出や未収金の増大など、債権回収の困難化が予想される中で、回収マニュアルの策定や庁内組織の立ち上げ、更には民間事業者への委託等も視野に入れるなど、よりよい方法を検討していきます。

## ※大津市公設地方卸売市場集荷奨励貸付金について

(講じた措置の内容)

大津市公設地方卸売市場集荷奨励貸付制度についての御指摘を受け、その内容を踏まえ改めて検討を行いました。その結果、現時点においては大津市と卸売会社双方にとって有用であると判断したため、今年度は現行のまま継続することとしています。

なお、来年度以降については、当該制度のあり方について、卸売会社及び市の関係各課とも協議を行っていきます。

(産業観光部 公設地方卸売市場)

(報告書161頁)

## (3) 金融機関を斡旋する場合の問題点

融資を取扱う金融機関を斡旋する制度の場合、基本的に大津市は回収業務や債権管理業務には携わらない。また、原則として回収不能となった場合においてもその損失を大津市が負担することはない。例外として小規模企業者小口簡易資金貸付金が回収不能となった場合についてのみその一部を負担することとなっている。この場合でも回収業務を行うのは取扱金融機関であり、大津市は結果報告に応じて損失の負担をするのみである。従って、滞納債権管理という問題は発生しない。問題となるのは預託金の有効性についてである。融資を実行する金融機関に対し、一定額を預託しているが、金融機関によっては貸付の実績がないにもかかわらず資金を預託している場合がある。

平成20年度において金融機関に貸付金残高を上回る預託金を預けている融資制度は以下の表のとおりである。

(単位：千円)

融資制度	金融機関	平成21年3月 末貸付残高	平成20年度 預託金額
大津市公設地方卸売市場卸 売業者運営資金	A	—	10,000
大津市水洗便所改造資金貸 付金	A	4,349	12,000
	B	26	4,000
	C	437	3,000
	D	431	3,000
大津市公害防止、環境保全 施設整備等資金貸付金	A, B, C, E	—	(注) —

(注) 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付金については貸出実績及び預託金はないが、毎年3,000千円の予算計上を行っている。

預託金は全て無利息であり、毎年4月1日に預託し、3月31日に回収している。この間資金が拘束されているわけで、預託金が有効に機能しているのかが問題となる。

貸付実績が数年間ないにもかかわらず資金を預託している理由としては、融資の申請があった場合にすぐに対応するためとのことであるが、その資金を各融資制度別、金融機関別に年度当初

から年度末まで預託しておく必要があるのか等検討しなければならない。

例えば上の表では金融機関 A からの貸付残高はひとつの制度のみで4,349千円であるが預託金はふたつの制度で預けており、合計で22,000千円である。また、「大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付金」では預託金の予算計上はされているものの金融機関に対する預託は融資が実行された場合となっており、実績がなければ預託の必要もない。

各制度によって貸出条件が異なるため単純な合算はできないかもしれないが、金融機関と交渉することにより預託金の全庁ベースでの統合や実績に応じての預託により資金の効率化を図ることを検討すべきである。

(講じた措置の内容)

貸付残高や新規の貸付見込みが当面ないにもかかわらず、年度当初に予算額相当分の預託金を金融機関に支出している事例については、平成22年度から貸付利用見込みが発生した時点で預託する方法に改善しました。

ただし、急を要する市民需要に対して直ちに融資を実行する必要性のある資金については、一定の金額を年度当初に預託しておくことが必要な貸付制度もあります。

なお、預託金の全庁ベースでの統合については、官庁会計の処理方法では一般会計と特別会計、更に同一会計内でも目的別予算を編成しており、貸付制度の目的に応じた科目別に預託金を支出するという原則は遵守しなければならないことから、それらの統合は困難と認識しています。

(総務部 財政課)

## II 個別的検討事項

### 第1 母子寡婦福祉資金貸付金

#### 1 意見

(報告書172頁)

##### (1) 国からの借入額の妥当性

債権の譲渡価額の決定過程において、回収不能見込額を考慮するのは滋賀県が一般会計から支出した部分、すなわち貸付金残高の3分の1のみであり、国からの借入部分に関しては一切考慮されていない。「2. 内容及び概要」で示したとおり、貸付金残高322,911千円のうち、滋賀県負担分は109,172千円であるが、この滋賀県負担分について回収不能見込額12,982千円を控除した96,189千円で譲渡されることになる。しかし、国からの借入額213,738千円は回収不能見込額を考慮することなくそのまま引き継いでいる。この借入については当該貸付事業を廃止する場合には借入金全額を、当該貸付金の特別会計における剰余金が一定金額を超過する場合にはその超過額を返還することになっている。ここに言う一定金額とは過去3年間における貸付金残高平均の2倍の額である。従って貸付事業の廃止や大幅な貸付残高の減少といった特殊な場合にのみ借入金の返済義務が生ずることになる。

当面は返済の必要のない借入ではあるものの、国に対する債務であることに間違いはない。貸付事業を廃止する可能性が全くないとも言い切れない。その際、国に対する返還額は今回滋賀県から付け替えられる213,738千円を基礎とした額が妥当であるかという疑問が残る。平成21年3月末以前に決定した貸付金について発生した回収不能額については滋賀県も負担をすべきである。前述のとおり、滋賀県から譲渡される貸付金については回収不能見込額を考慮しているのだから、国からの借入額についても同様の考慮をするべきである。

この件に関して、大津市は滋賀県に対して負担を求めたとのことであるが、国からの借入の負担関係については規定されておらず、前例もないこと等からこの申し入れに関しては拒否されたとのことである。

国からの借入金に対して滋賀県からの債権譲渡額の算定時に使用したものと同一の回収不能見込率を適用した場合、大津市に付替えられるべき借入額は188,280千円と算定され、213,738千円との差額25,458千円が過大に付替えられている借入金であると考えられ、大津市としてはこの点を認識しておくべきである。

(講じた措置の内容)

御意見のとおり、市としても同じ認識であり、国に対して制度改善に向けて要望していきます。

(福祉子ども部 子ども家庭課)

(報告書173頁)

##### (2) 国からの借入額の確認

国からの借入に関しては滋賀県から付替えられる額が213,738千円であると記載しているが、これは滋賀県からの債権買取額を算定する過程で算出されてきた金額であり、国から大津市に対して通知された金額ではない。厚生労働省に問い合わせても大津市に対して国から貸付けた額を通知することはないとのことである。前述の「厚生労働省児童雇用均等・児童家庭局長通知(平成7年4月1日児発第370-2号「中核市における母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関

する事務処理について)」によると、「債権の譲渡に伴い、国が中核市に対して（中略）貸付けたとみなす額は、厚生大臣（厚生労働大臣）が大蔵大臣（財務大臣）と協議して決定されるものである。」とされており、その計算方法については記載されていない。また、滋賀県から大津市に対して国から付替えられる借入額を正式に通知される予定もないとのことである。従って現在大津市が認識している借入額は計算上算定された額に過ぎず、大臣が協議して決定した正式な金額とは言えない。通常の経済活動で債権者と債務者が金額の確認をすることなく取引を行うことは考えられず、債権者である国は債務者である大津市に対して決定された貸付金の額を正式に通知すべきである。

この報告書は大津市の包括外部監査報告書ではあるが、この点に関しては国に対して改善を求めるものである。

（講じた措置の内容）

母子寡婦福祉資金貸付金事業を実施しているすべての中核市が抱えている問題であり、今後、関係市と問題意識の共有を図りながら、国に対して改善を求めています。

（福祉子ども部 子ども家庭課）

（報告書 173 頁）

### （3）貸付金管理システムについて

当該貸付金を管理するために大津市ではシステムを新たに導入しているが、本格運用から間もないことから、このシステム単独で貸付金を管理することができていない。システムでの集計作業について職員が不慣れなこともあり、このシステムの他にエクセルにて管理資料を作成し、必要な資料を作成している。部分的にはあるがシステムとエクセルでの二重管理状態である。現在、システム単独で管理できるようエクセルでの作業をシステムに移行していく方向で進んでいるとのことであるが、早急に二重管理の状態を解消する必要がある。

（講じた措置の内容）

本システムは中核市移行に伴い平成 21 年度から開始をしたものであり、担当者の操作誤り等万が一の不都合に備え、別途エクセルによって補完しているものです。現在、作業中の平成 21 年度集計でシステム集計に不都合が認められなければ、二重管理状況を解消していきます。

（福祉子ども部 子ども家庭課）

（報告書 173 頁）

### （4）債権管理について

当該貸付は、今年度から始まった事業であり、「母子及び寡婦福祉資金貸付審査基準」等のマニュアルを作成しているものの、改訂すべき事項が見受けられるため、必要に応じて順次改訂していくとのことである。督促状や催告書の発送等滞納が発生して以降についても大まかな業務フローはあるが、対応方法や法的手続きに至る基準やその方法等詳細なマニュアルが整備されていないため、早急に整備する必要がある。

また、当該貸付金について滋賀県から大津市に移管された債務者は中核市への移行時（平成 21 年 4 月 1 日現在）において大津市の区域内に住所（住民登録）を有する者となっているため、移管からの経過日数が短いことから平成 21 年 12 月現在においては市外に在住する滞納者は存

在しないとのことである。しかしながら、母子・寡婦福祉資金貸付金にはその償還期間が最長で10年にわたるため、その間に債務者が市外へ転出することは十分に考えられる。このため、市外への転出者が滞納した場合の回収業務の体制を検討する必要がある。市外在住の滞納者は他部署でも発生しており、その債権の回収は困難な状況となっている。債権の発生部署だけでの対応では人的、経済的にも非効率であり、全庁の滞納債権を一括して管理、回収を行う部署の設置が必要である。

(講じた措置の内容)

詳細マニュアルについては、順次、整備を進めているところであり、今後、更に拡充を図っていきます。

また、全庁的な滞納整理の取組については、副市長を委員長とする「(仮称)徴収対策会議」の中で検討していきます。

(福祉子ども部 子ども家庭課)

## 第2 大津市公設地方卸売市場集荷奨励特別資金貸付

### 1 意見

(報告書176頁)

#### (1) 制度の実効性について

貸付の手続き及び回収状況に関しては問題ないと思われる。しかし、当該貸付けの実効性に関しては疑問が残る。

当該貸付金の趣旨は制度の概要にもあるように卸売業者の安定した集荷の確保と品揃えの充実を図ることである。また、要綱には明確に記載されていないものの、貸付けの際には地元産品の取扱いに充当して欲しいとの申し入れを行っている。しかしながら貸付額は卸売業者の年間取扱額に比してあまりに少額であり、貸付けによる効果を検証することはできない。卸売業者は滋賀県産の農産物を取り扱ってはいるものの、この貸付けを廃止した場合に、当該貸付額に相当する地元産の農産物の取扱いが減少するのか、逆に貸付額を増額させることで、それに見合う地元産品の取扱高が増えるのかは疑問である。

一方で大津市は卸売業者から、売上高割使用料として取扱高の一定割合を徴収している。貸付けによって取扱量が増えれば大津市の収入も増加することである。取扱高が増えれば大津市の収入も増えるのは事実である。しかしこれも全体の取扱高から比べると貸付額があまりに小さいため、貸付けを原資とした取扱高の増加であると断定することは困難である。逆に借入する業者の立場では無利息、無担保という条件は非常に魅力的であると思われるが、経営の根幹をなす仕入について借入金に依存することは経営上のリスクが高く、仮に貸付金の枠が増額になったとしても取扱額に影響を及ぼすほどの金額を受け入れるとは考えにくい。実際、平成20年度の貸付件数は1件に減少しているが、これは卸売業者からの借入申込みがなかったから、すなわち当該貸付金を必要としていないということである。現在実行中の1社についてもこの資金が必要とされているのか、そして有効に活用されているのかを検討する必要がある。

(講じた措置の内容)

本制度の実効性という点について御指摘を受け、その内容を踏まえ改めて検討を行いました。

その結果、現時点においては大津市と卸売会社双方にとって有用であると判断したため、今年度は現行のまま継続することとしています。

なお、来年度以降については、当該制度のあり方について、卸売会社及び市の関係各課とも協議を行っていきます。

(産業観光部 公設地方卸売市場)

### 第3 住宅新築資金等貸付金

#### 1 意見

(報告書180頁)

##### (1) 不納欠損処理について

当該制度は平成9年度に廃止されているため、現在では債権管理業務だけとなっている。債務者14名のうち行方不明者は1名、その他については本人あるいは連帯保証人と連絡を取っているとのことである。今後も回収努力を継続していく必要があるが、行方不明者については不納欠損処理の検討が必要である。

(講じた措置の内容)

住宅新築資金等貸付金については、定期的に本人あてに請求書を送付し、納付指導を行いながら債権回収業務に当たっています。なお、行方不明であった1件については、最終登録住所を訪問して周辺調査を行ったところ、関係者との面談ができたため、現在、少しずつ返済が開始されているところです。

(都市計画部 住宅課)

### 第4 大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資、大津市公設地方卸売市場仲卸業者等運営資金融資

#### 1 意見

(報告書184頁)

##### (1) 預託金の必要性について

大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資に関しては過去5年以上貸付実績がない。そもそも対象となる卸売業者は2社のみであるため、貸出実績がないのも不自然なことではない。これに対して平成20年度は金融機関に対して10,000千円を預託している。少なくとも過去5年間は全く利用されなかった貸付制度のために毎年10,000千円以上が預託され、拘束された資金となっていた。金融機関との協定書によると年度途中での追加の預託も可能であると読み取れるため、必要に応じて預託する等の柔軟な対応ができないのか検討の余地がある。

また、この融資制度そのものの問題として、公設市場内の卸売業者及び仲卸業者等という特定の業者に対して大津市が資金的に優遇する必要性があるのか疑問である。当該貸付制度を利用することによって、通常よりも低い金利で融資を受けられるとのことである。

大津市民の食生活向上という公共的な一面もあるのは理解できるが、なぜ、大津市公設地方卸売市場に入場する卸売業者、仲卸業者及び関連事業者という特定の業者の借入金利を優遇するために大津市は資金を預託する必要があるのか、その根拠を明確にする必要がある。

(講じた措置の内容)

大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資については、過去5年間の利用実績がないことから、卸売業者が当該資金を必要とするときに預託することとし、本年度から改善いたしました。

また、融資制度そのものについては、当市場は市民に安全・安心な生鮮食料品を提供することを目



的に、生産者から生鮮食料品を安定集荷し、小売業者等へ販売する役割を担っており、また、入場業者の経営状況は市場運営や流通過程に多大な影響を及ぼすことから、必要な業者に対しては資金の優遇措置を講じる必要があると考えています。

なお、預託額については必要に応じて預託する等柔軟な対応を図っていきます。

(産業観光部 公設地方卸売市場)

## 第5 小規模企業者小口簡易資金融資制度

### 1 意見

(報告書187頁)

#### (1) 大津市の損失負担について

融資斡旋については、定められた手続きに従って審査及び事務手続きがなされており、特に問題はないと思われる。

一方で大津市は回収不能となった債権についてはその損失の一部を負担しなければならない、この額を最小限にとどめるように努めなければならない。ただし、大津市は貸付金の回収に関しては一切関与していないため、損失補償額を低減させるためには金融審査の段階で融資斡旋基準を厳しくせざるを得ない。市内の小規模事業者の事業安定化のため、現状程度の負担はやむを得ないとするのか、あるいは大津市の負担を少しでも軽くするために融資先企業を厳しく選定するかは当該融資制度の趣旨に照らして大津市が慎重に判断しなければならない。いずれにしても、金融機関及び保証協会と連絡を密に取り、損失負担を最小限に止めるよう措置を講じる必要がある。

(講じた措置の内容)

小規模企業者小口簡易資金融資制度は、県下統一で実施しており、市内中小企業者の経営の安定及び設備の近代化に必要な資金を融資し、中小企業の健全な育成発展を図ることを目的としていることから、借入をした企業が事業悪化等の事由によって債務の返済が困難となった場合には現状程度の損失負担はやむを得ないと判断しています。

今後においても、県及び金融機関並びに保証協会との連携を密にし、損失負担を最小限に止めるよう図っていきます。

(産業観光部 産業政策課)

## 第6 大津市勤労者住宅リフォーム資金貸付金

### 1 意見

(報告書191頁)

#### (1) 制度の利便性の検討

現時点では取扱金融機関による回収のみであるため、当該金融機関からの報告書を受けるのみである。滞納等は発生していないとのことであるが、仮に回収不能となっても大津市が損失を負担することはないため、リスクはない。

ただし、ここ数年貸出実績がないということに関しては今後検討の必要がある。

貸付け実績がない理由としては主として以下のことが考えられる。

- ① リフォーム資金貸付けの需要そのものがない
- ② 当該制度のことが十分に周知されていない

③ 他の金融機関からより有利な条件で融資を得ることができる

④ 取扱金融機関あるいは保証機関での審査が通らない

例えば、①に起因するものであれば制度の必要がないということであろうし、②であれば周知の方法を検討する必要がある。③あるいは④であれば制度の趣旨に鑑み、必要であれば条件等を緩和することにより市民が利用しやすくする等の措置を検討する必要がある。まずは原因の調査を行い、市民にとって有用な制度となっているのかを検証する必要がある。

また、現在当該制度を取扱っているのは近畿労働金庫のみであるが、他の金融機関に取扱いを拡大していく余地があるのか検討を要する。

(講じた措置の内容)

大津市勤労者住宅リフォーム資金貸付金については、市民が利用し易い制度にするため、近畿労働金庫と協議を行い、平成21年10月から貸付利率を大幅に引き下げました。また、融資制度についての問い合わせがあるが実行に至っていない理由として、他銀行等の借り換えができない等の課題があることがわかりました。

今後においても、有用な制度にするため、利用者側のニーズに合った資金の使途の拡充や利率の改定時期など、融資の目的である「勤労者の生活の安定を図る」に繋がるように他金融機関の取扱いを含め検討していきます。

(産業観光部 産業政策課)

## 第7 大津市勤労者教育資金貸付金

### 1 意見

(報告書193頁)

#### (1) 制度の利便性の検討

融資斡旋の手続きについては特に問題はないと思われる。しかし、教育資金についてもリフォーム資金同様市民に対して有効に利用されているのかを検証する必要がある。また、他の金融機関への取扱いの拡大の余地についても検討を要する。

(講じた措置の内容)

大津市勤労者教育資金貸付金については、国の教育資金の貸付利率が平成21年11月に変更されたことに伴い、本市の貸付金も同様の利率変更を行われた旨近畿労働金庫から申し出がありましたが、利用者にとって利用しにくい制度になるため、近畿労働金庫と協議を行い、貸付利率を据え置くことにしました。

また、融資制度についての問い合わせがあるものの、実行に至っていない理由として、他銀行等の借り換えができない等の課題があることがわかりました。

今後も有用な制度にするため、融資対象者等の拡充や利率の改定時期など、融資の目的である「勤労者の生活の安定を図る」に繋がるように他金融機関の取扱いを含め検討していきます。

(産業観光部 産業政策課)

## 第8 大津市水洗便所改造資金貸付金

### 1 意見

(報告書195頁)

(1) 融資が不可となった申請者への今後の対応について

融資の実行件数は年間でも数件となっているが、申請件数はこれよりも多い、金融機関の審査で融資不可となるためであり、このため資金面の理由から水洗便所に改造することができない場合もあるとのことである。水洗便所への改造ができないと一軒のためにくみ取り作業をする必要があり、また近隣住民からの苦情も発生する。

平成20年度末における、大津市内の下水道処理区域内での水洗化率は97.1%（人口比）となっており、残りの3%弱が水洗便所に改造しなければならない人口とされている。内訳としては単独浄化槽人口が4,746人、くみ取人口が2,588人である。

下水道法第11条の3では処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は（中略）その便所を水洗便所に改造しなければならないとされている。

これに対し、大津市下水道条例第9条では「処理区域内において、くみ取便所を設けている者は、その便所を水洗便所に改造するよう努めなければならない。」とされており、第10条においては「市長は、くみ取便所を水洗便所に改造する者に対し、当該くみ取便所等の改造に必要な資金の一部を助成する等の措置を講ずるものとする」となっている。

ここに言う「資金の一部を助成する等の措置」に対応したものが当該改造資金貸付の斡旋であると思われるが、融資を受けることができないため法律上義務付けられている水洗便所への改造ができない状況については別途何らかの方策が必要である。

(講じた措置の内容)

本市においては、くみ取り便所等の改善に伴う助成制度として、3年以内に改造する場合について水洗便所改造費補助金制度や低金利の融資あっせん制度、さらに生活保護世帯水洗便所改造等補助金制度を設けているところですが、融資が不可となったことから水洗便所への改造ができない場合の対応策等については、他都市の状況も確認する中で、検討していきます。

(企業局 営業開発課)

## 第9 大津市社会福祉施設等整備資金貸付金

### 1 意見

(報告書197頁)

(1) 制度の必要性の検討

平成3年に規則が制定されて以後現在まで実績は154,202千円(6件)となっており、必要な制度であるのか疑問がある。実績が少ない要因としては貸付の対象者が医療法人又は社会福祉法人が社会福祉施設等を建設する場合等に限定されているため、貸付けの対象になる事業そのものが少ないと考えられる。また、当該制度について積極的には周知されていないということも要因の一つであるかも知れない。いずれにしても今後の制度のあり方及び周知の方法について検討する必要がある。

(講じた措置の内容)

社会福祉施設等整備資金貸付金は、独立行政法人福祉医療機構の貸付けを受けてもなお不足する資金が対象であること、また現在の低金利の情勢では市中金融機関から比較的融資が受けやすいこと等の要因により制度利用が少ない状況にあると考えます。

経済情勢の変化により、金利が上昇した場合には、社会福祉施設整備を進める上で必要な制度であると認識しています。制度の周知については、当該制度を関係課に十分説明し、社会福祉施設等を建

設等される方への情報提供の充実を図っていきます。

(福祉子ども部 福祉政策課)

## 第10 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付

### 1 意見

(報告書199)

#### (1) 制度の周知について

長期間にわたって貸付け実績がないことから制度そのものの必要性が問題となる。

当該貸付金制度は昨今の環境問題に合致した制度であり、需要が全くないとは考えにくい。しかしながら実績が数年間ないというのは制度自体が一般に認知されていないか、あるいは条件的に特に有利なものではないために申請に至らない場合等が考えられる。

大津市は金融業者ではないため、積極的に貸付けを増額させる必要性はないのかもしれない。しかし、資金を必要とする事業者に、このような制度があることを周知できているのか、あるいは融資を受けやすい条件となっているのかの検討も必要である。特に公害防止、環境保全施設整備等資金貸付に関しては、この制度を利用してもらうことにより、大津市は資金面からも環境問題に取り組んでいることをアピールしていく必要がある。

#### (講じた措置の内容)

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付については、今回の意見を受け、制度を周知するため市のインターネットホームページによる周知を開始しました。また、「広報おおつ」による周知も行うことにしています。

また貸付条件に関しては、対象は公害防止に限らず、新エネルギーの導入など今日的な課題にも対応しており、問題は無いと考えています。

なお、貸付金の利率については、最近の金利の動向や他融資制度等の金利を勘案し、平成22年4月1日にそれまでの年2.2パーセントから年1.9パーセントへ見直しを行いました。

(環境部 環境政策課)